

国地契第66号  
国官技第435号  
国営管第457号  
国営計第163号  
国港総第669号  
国港技第86号  
平成31年3月29日

大臣官房官庁営繕部 各課長殿  
東北 総務部長殿  
関東地方整備局 企画部長殿  
北陸 港湾空港部長殿  
営繕部長殿

大臣官房  
地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部管理課長  
官庁営繕部計画課長  
港湾局  
総務課長  
技術企画課長  
(公印省略)

「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」  
の一部改正について

東日本大震災に係る復旧・復興事業の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における公共工事（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定される公共工事<sup>註</sup>。以下同じ。）の前金払の特例を設けることについては、「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」（平成24年3月30日付け国地契第106号、国官技第371号、国営管第539号、国営計第121号、国港総第759号、国港技第153号）により適切な運用を図るよう通知したところである。

今般、「土地等の買収代金並びに公共工事の代価の前金払及び中間前金払について（通知）」（平成31年3月29日付け国官会第24737号）において財務大臣との協議が成立した旨通知されたことを受けて、「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」（平成24年3月30日付け国地契第106号、国官技第371

号、国営管第539号、国営計第121号、国港総第759号、国港技第153号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

注) 工事並びに設計・調査、測量及び機械類の製造をいう。

## 記

記1. を次のとおり改める。

### 1. 対象工事等

- (1) 特例の対象となる公共工事は、平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）から平成32年3月31日までに、新たに請負契約を締結したものであって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものとする。
- (2) (1)に規定する工事には、施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがるもの及び国庫債務負担行為に係るものを含むものとする。